

令和元年度第 1 回

大阪府都市計画審議会資料



# 令和元年度第1回 大阪府都市計画審議会

## 資 料 目 次

議案番号	案 件 名	ページ
446	北部大阪都市計画区域区分の変更	1
447	東部大阪都市計画区域区分の変更	5
448	北部大阪都市計画道路の変更	9
449	東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更	13
450	東部大阪都市計画流通業務団地の変更	19
451	産業廃棄物処理施設の敷地の位置(泉大津市)	23



北部大阪都市計画区域区分の変更（大阪府決定）

1. 変更内容（新旧対照表）

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

	市街化区域	市街化調整区域	備考
新	約19,204ha	約29,724ha	約92ha市街化区域増
旧	約19,112ha	約29,816ha	

「位置及び区域は位置図及び計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

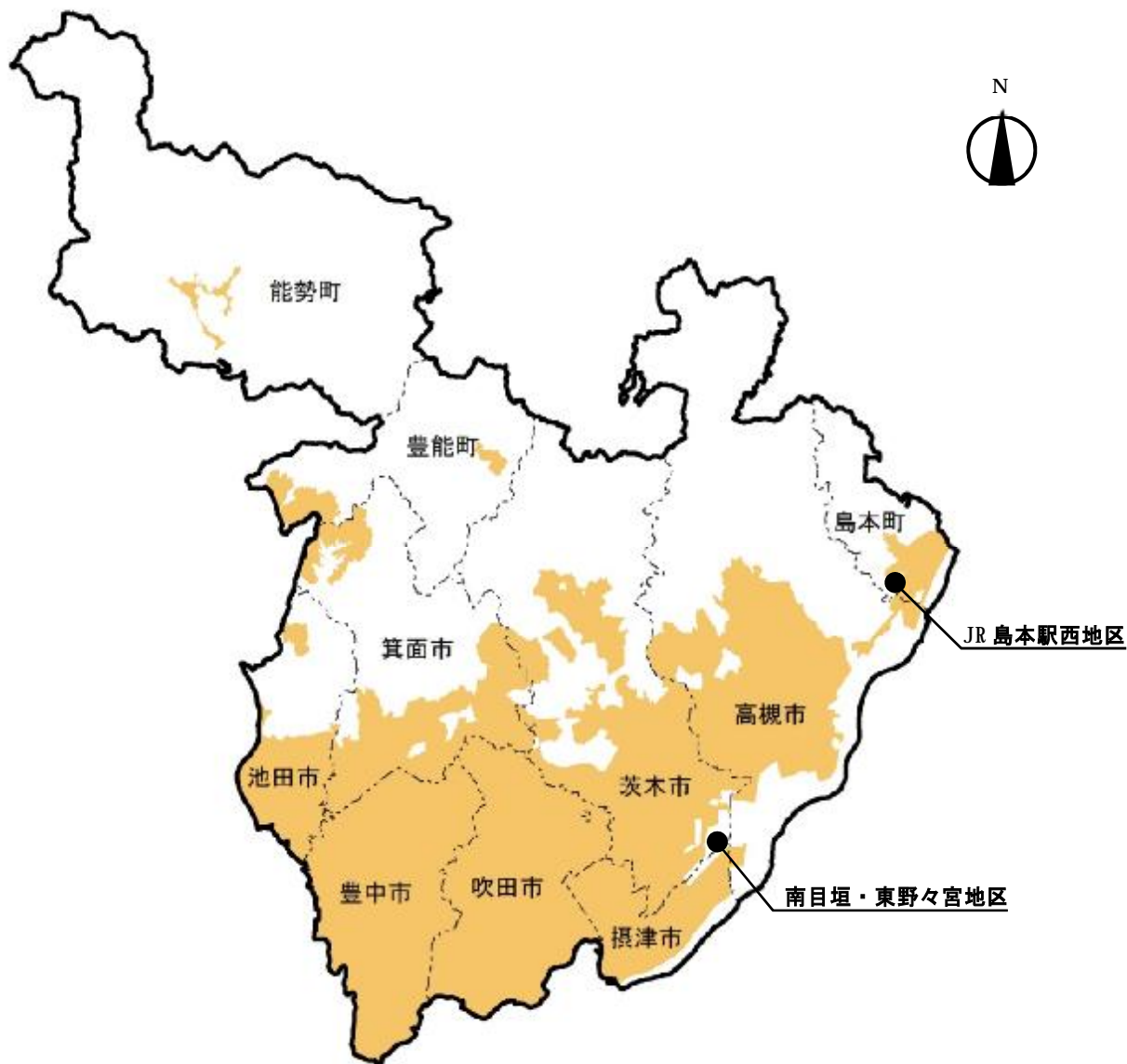
区 分 \ 年 次	平成22年 (基準年次)	令和2年 (目標年次)
都市計画区域内人口	1,757.7千人	1,740.2千人
市街化区域内人口	1,706.8千人	1,694.7千人
配分する人口	—	1,694.7千人
保留する人口	—	0千人
特定保留	—	—
一般保留	—	0千人





2. 変更理由

北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において保留区域に設定されている南目垣・東野々宮地区及びJR島本駅西地区について、土地区画整理事業及び地区計画による計画的な市街地整備が確実となったことから、当該地区について、保留人口フレームを解除し、市街化区域に編入する。

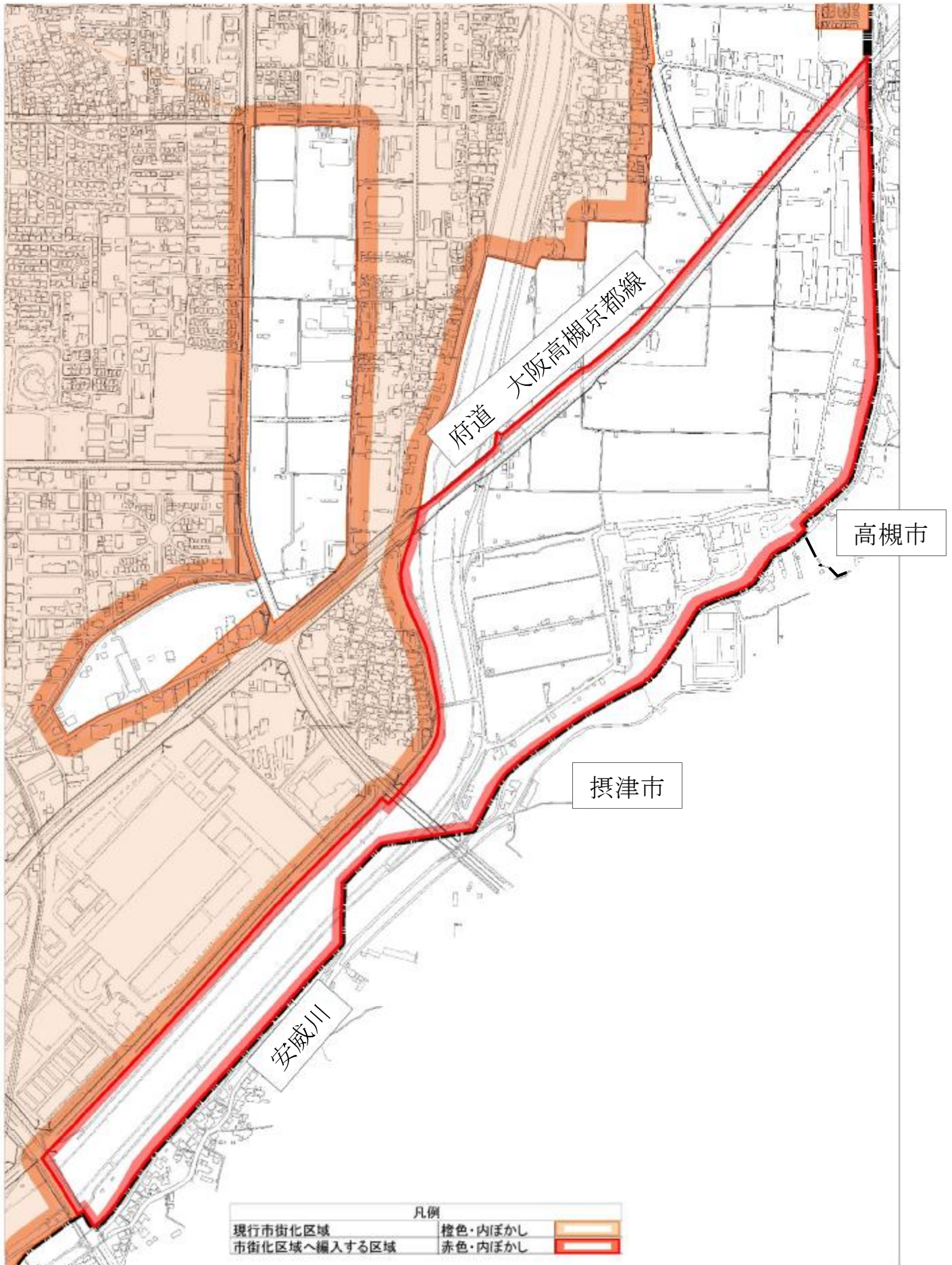
北部大阪都市計画区域区分の変更

位置図

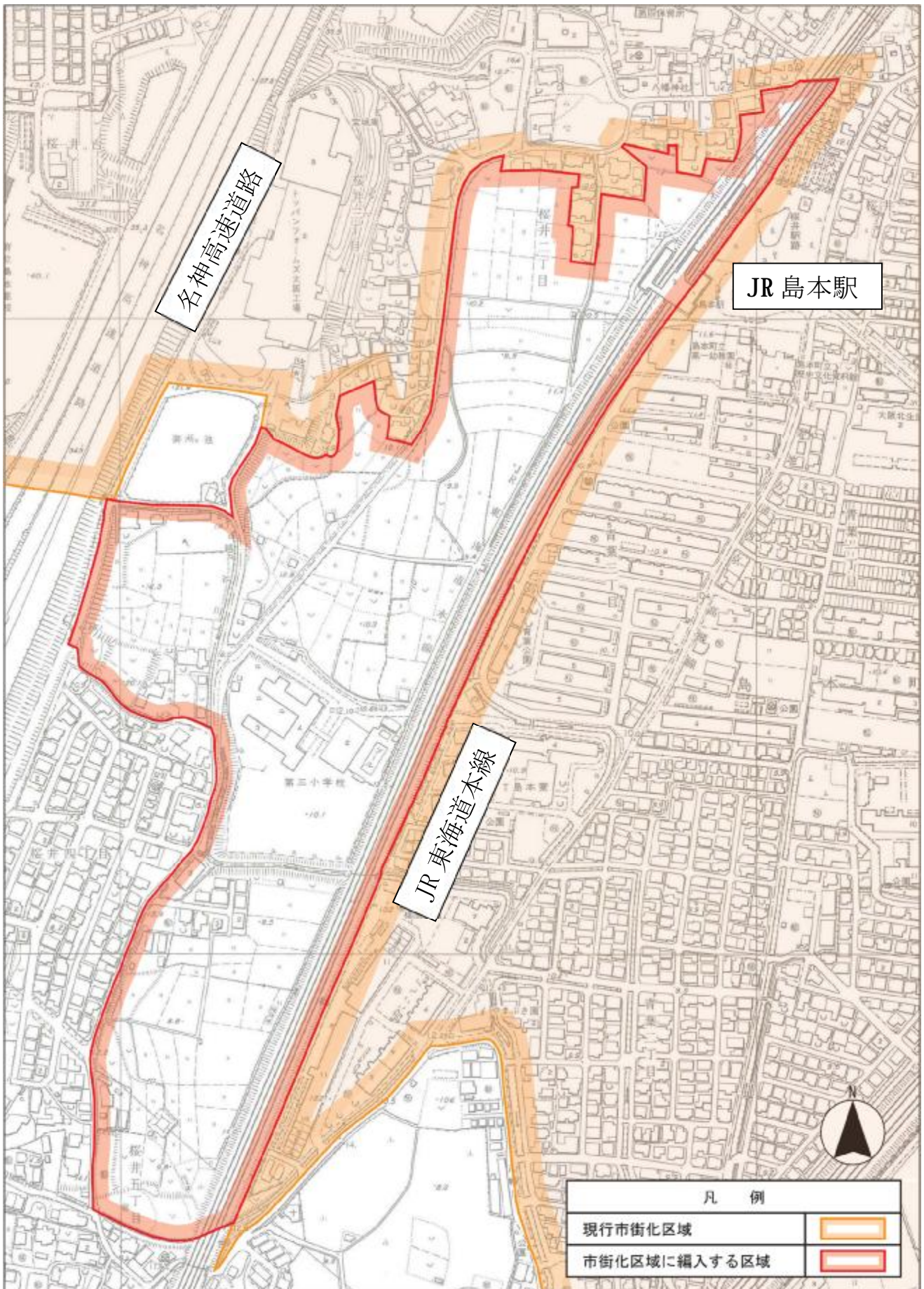


凡 例			
	都市計画区域		市町村界
	市街化区域		区域区分の変更

計画図 南目垣・東野々宮地区 (茨木市)



計画図 JR 島本駅西地区（島本町）





東部大阪都市計画区域区分の変更（大阪府決定）

1. 変更内容（新旧対照表）

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

	市街化区域	市街化調整区域	備 考
新	約20,167ha	約10,450ha	約17ha市街化区域増
旧	約20,150ha	約10,467ha	

「位置及び区域は位置図及び計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

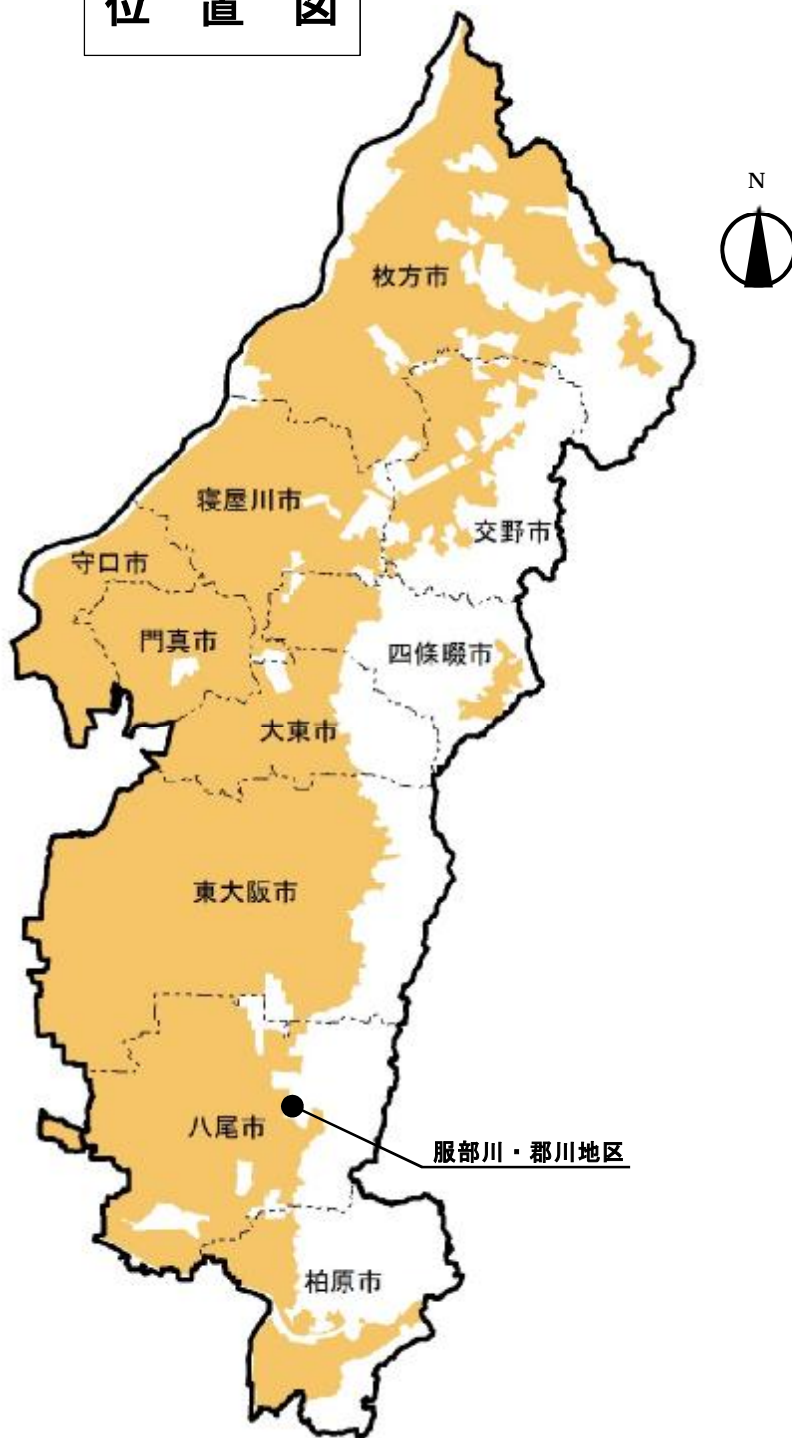
区 分	年 次	平成22年 (基準年次)	令和2年 (目標年次)
都市計画区域内人口		2,041.7千人	1,963.9千人
市街化区域内人口		2,016.2千人	1,938.4千人
配分する人口		—	1,930.3千人
保留する人口		—	8.1千人
特定保留		—	—
一般保留		—	8.1千人

2. 変更理由

東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において保留区域に設定されている服部川・郡川地区について、土地区画整理事業及び地区計画による計画的な市街地整備が確実となったことから、当該地区について、保留人口フレームを解除し、市街化区域に編入する。

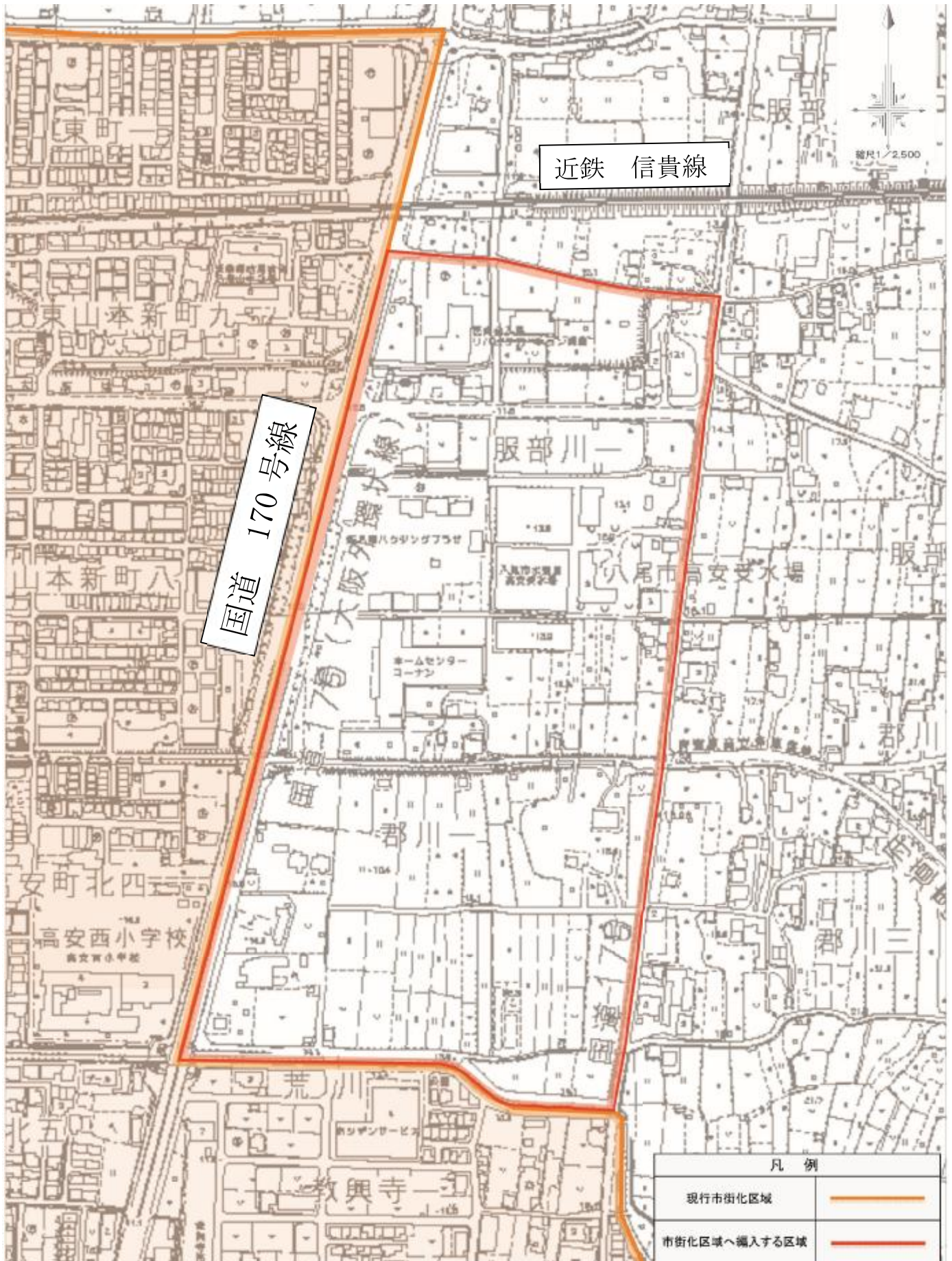
東部大阪都市計画区域区分の変更

位置図



凡 例			
	都市計画区域		市町村界
	市街化区域		区域区分の変更

計画図 服部川・郡川地区 (八尾市)





## 北部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

## 1. 変更内容






名 称	延 長	幅 員	備 考
3・4・211－9 号 大阪高槻京都線	約 5,320m	16m	一部区間の幅員の変更 (L=215m)

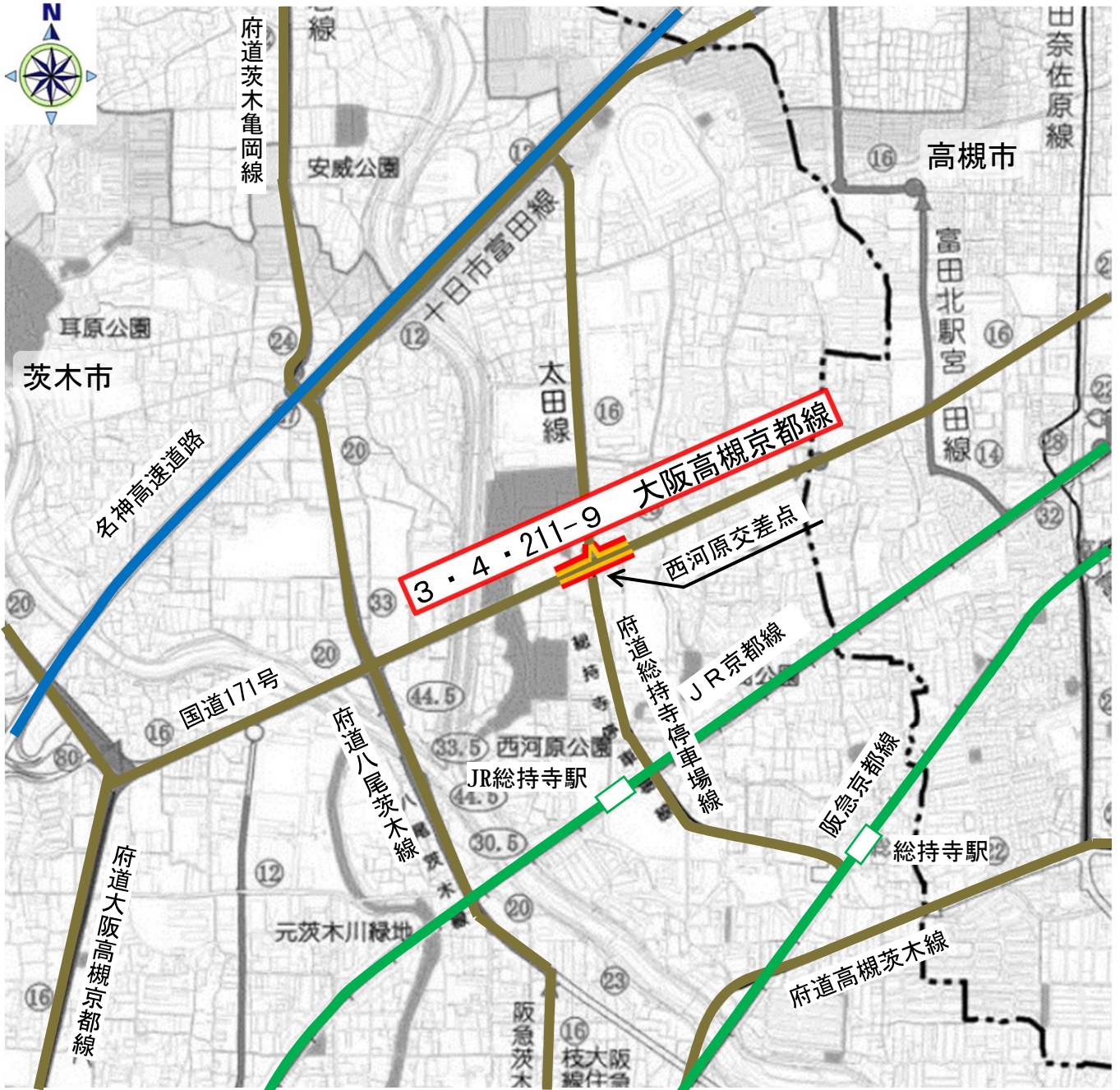
## 2. 変更理由

北部大阪都市計画道路 3・4・211－9 号大阪高槻京都線は、大阪府と京都府を結ぶ幹線道路の一部区間を構成する路線である。

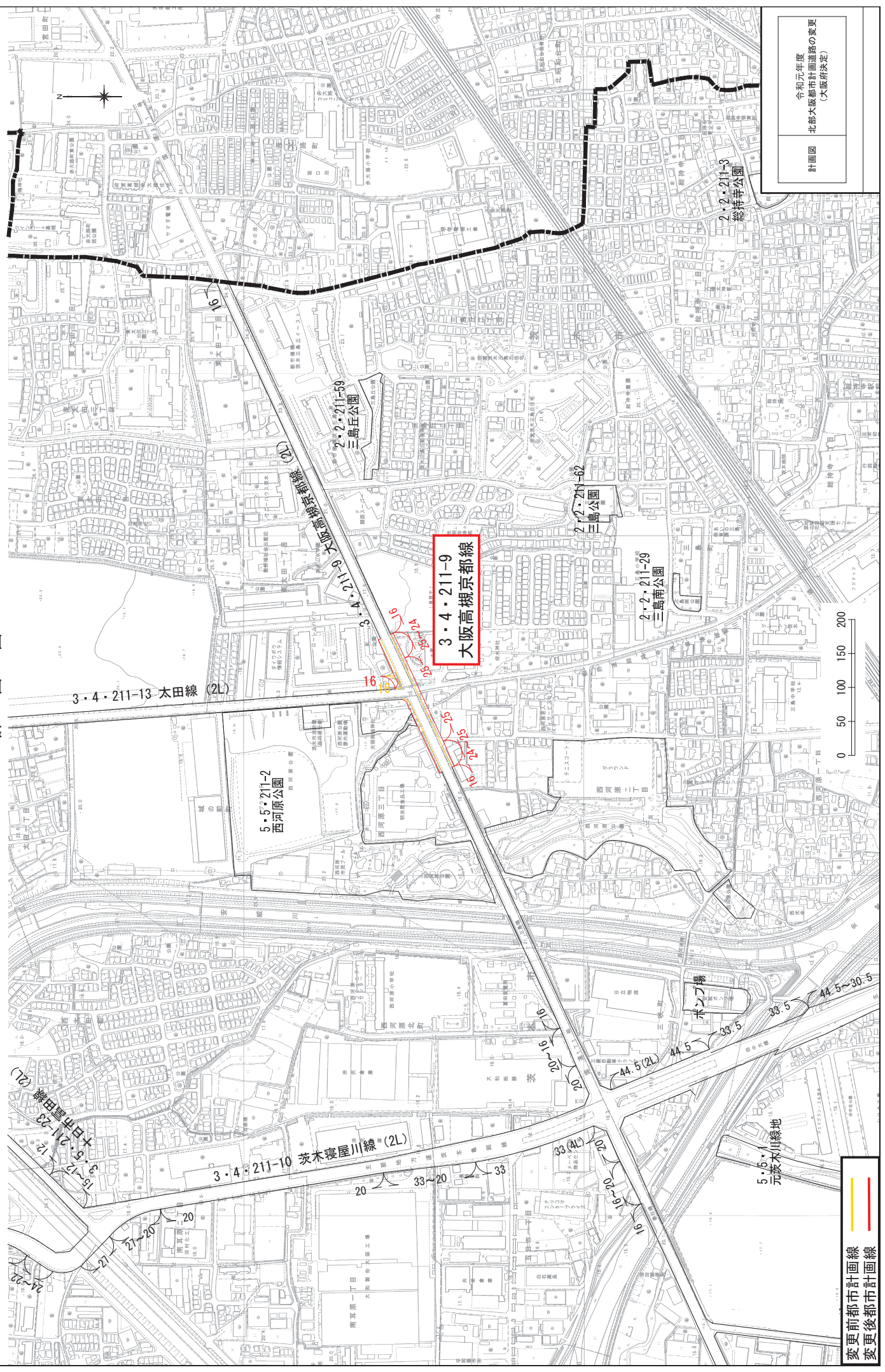
本路線について、交通安全の確保の観点や社会情勢の変化を踏まえ計画内容を見直した結果、一部区間について幅員変更を行うものである。

位置図

- 【凡例】
- 変更前の区域 
  - 変更後の区域 
  - 高速道路 
  - 主要な道路 
  - 鉄道 



計 画 図



令和元年度  
北部大阪都市計画道路の変更  
(大阪府決定)

計画図

変更前都市計画線  
変更後都市計画線





東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更（大阪府決定）

1. 変更の概要

対象市名	変更の概要
枚方市	○「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」 ・京阪枚方市駅周辺地区を追加する。

2. 変更理由

都市再開発法第2条の3第1項の規定による都市再開発の方針について、再開発の整備の進捗等にあわせて、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」を追加するとともに、当該地区の整備又は開発の計画の概要を定めるものである。

別表1 新旧対照表  
計画的な再開発が必要な市街地

※下線部が変更箇所

	番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果が大きいと予想される地区又は特に早急に再開発を行うことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
変更前	210-2	京阪枚方市駅周辺地区	約71ha	枚方市	東部大阪の都市拠点にふさわしい魅力ある各種機能を集積した広域的な拠点の形成を図る。 淀川、旧京街道の自然や歴史環境を生かした良好な都市空間の形成を図る。	鉄道駅周辺では商業・文化・福祉・医療・居住等の複合機能を持った、中心市街地にふさわしい拠点形成を図るとともに、地区の状況に応じて用途転換を促進し、高度利用を図る。 街なみ環境整備事業等により歴史的景観の修復を図り、良好な住環境の整備に努める。			
変更後	210-2	京阪枚方市駅周辺地区	約71ha	枚方市	東部大阪の都市拠点にふさわしい魅力ある各種機能を集積した広域的な拠点の形成を図る。 淀川、旧京街道の自然や歴史環境を生かした良好な都市空間の形成を図る。	鉄道駅周辺では商業・文化・福祉・医療・居住等の複合機能を持った、中心市街地にふさわしい拠点形成を図るとともに、地区の状況に応じて用途転換を促進し、高度利用を図る。 街なみ環境整備事業等により歴史的景観の修復を図り、良好な住環境の整備に努める。		京阪枚方市駅周辺地区	

別表2 新旧対照表

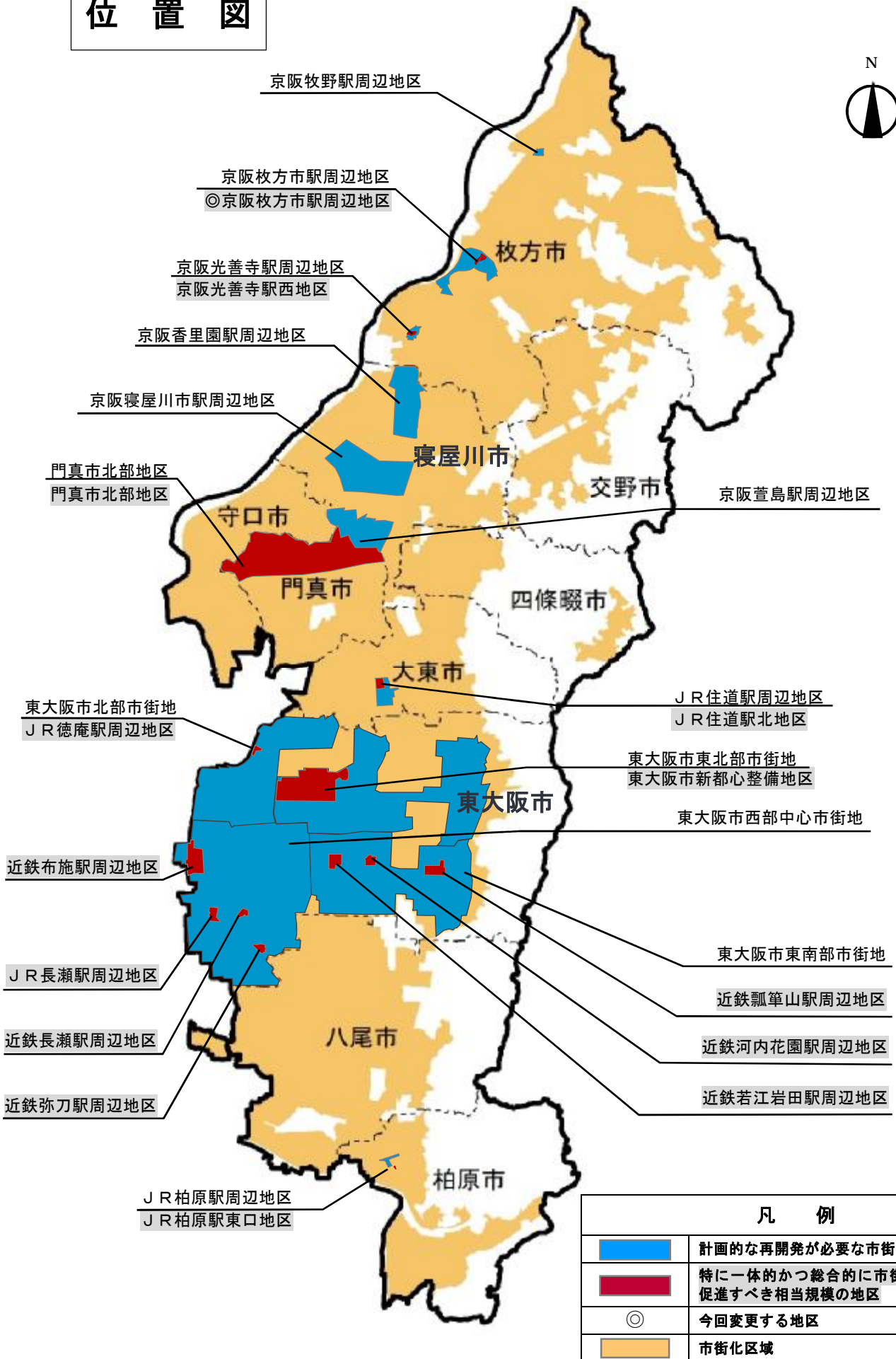
※下線部が変更箇所

計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

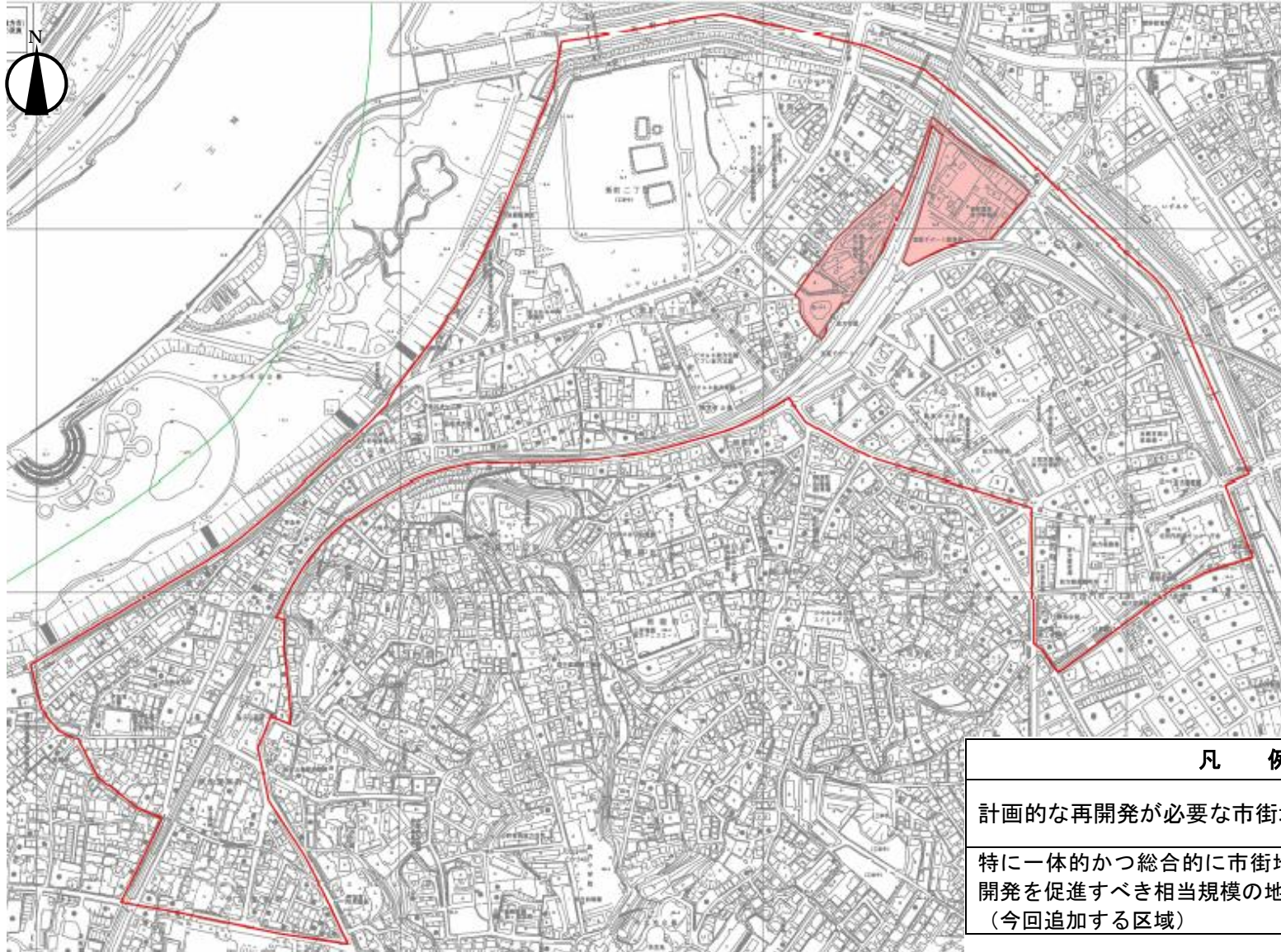
	番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅整備事業の計画概要	概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
変更前		(指定なし)										
変更後	210-2-1	京阪枚方市駅周辺地区	約2.9ha	枚方市	駅前広場の再整備とあわせて、広域中心拠点にふさわしい多様な都市機能の導入により市民サービスの向上に寄与し、周辺の市街地環境と調和した、安全で快適な都市環境の形成を図り、魅力的で活気あふれる都市空間を形成する。	土地の合理的かつ健全な高度利用を図りながら、周辺地域と調和した市街地の再整備をすすめ、住宅・商業・業務・宿泊施設・行政施設等の立地を促進し、広域中心拠点にふさわしい多様な都市機能の集積を図る。	市街地再開発事業等により、耐火建築物への更新を図り、地区の不燃化と都市防災機能の強化をすすめ、災害に強いまちづくりを推進する。	鉄道駅へのアクセス性を向上させるなど、交通環境の改善や歩行者空間の確保を図るため、駅前広場を含む都市計画道路枚方市駅前線の整備を図る。		市街地再開発事業		



東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更

位置図



計 画 図



凡 例	
計画的な再開発が必要な市街地	
特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区 (今回追加する区域)	



東部大阪都市計画流通業務団地の変更（大阪府決定）

1. 変更内容（新旧対照表）

名 称		東大阪流通業務団地			
位 置		東大阪市本庄東、本庄一丁目、二丁目、本庄中一丁目、二丁目、本庄西一丁目、二丁目、長田中二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、新庄東、新庄南及び新庄西地内			
面 積		約46.3ha			
位置及び規模の敷地	流通業務施設の敷地	トラックターミナル等貨物積卸しのための施設		備考	
	卸売業	約13.8ha			
	コンテナ・デポ	約0.6ha			
	倉庫	約3.0ha			
公共施設及び公益的施設の位置及び規模	道 路	名 称	幅 員	延 長	備 考
		3・1・227-3号 七軒屋本庄線	40m	約600m	
		3・4・227-36号 (3・4・227-33号) 新庄荒本北線	20m	約350m	
		3・4・227-39号 (3・6・227-48号) 川俣横枕線 (森河内横枕線)	20m	約260m	
		3・2・227-8号 (3・2・227-7号) 東大阪中央線	30m	約360m	
		3・4・227-19号 (3・4・227-15号) 鴻池本庄線 (鴻池駅前線)	20m	約170m	
	その他街路	6~20m	約5,644m		
公園及び緑地	名 称	種 別	面 積	備 考	
	2・2・227-8号 長田中公園		約0.34ha		
公益的施設（その他施設を含む）			約0.08ha (約1.2ha)		
壁面の位置の制限	流通業務施設名	道路境界線より1m後退			
	卸売業				

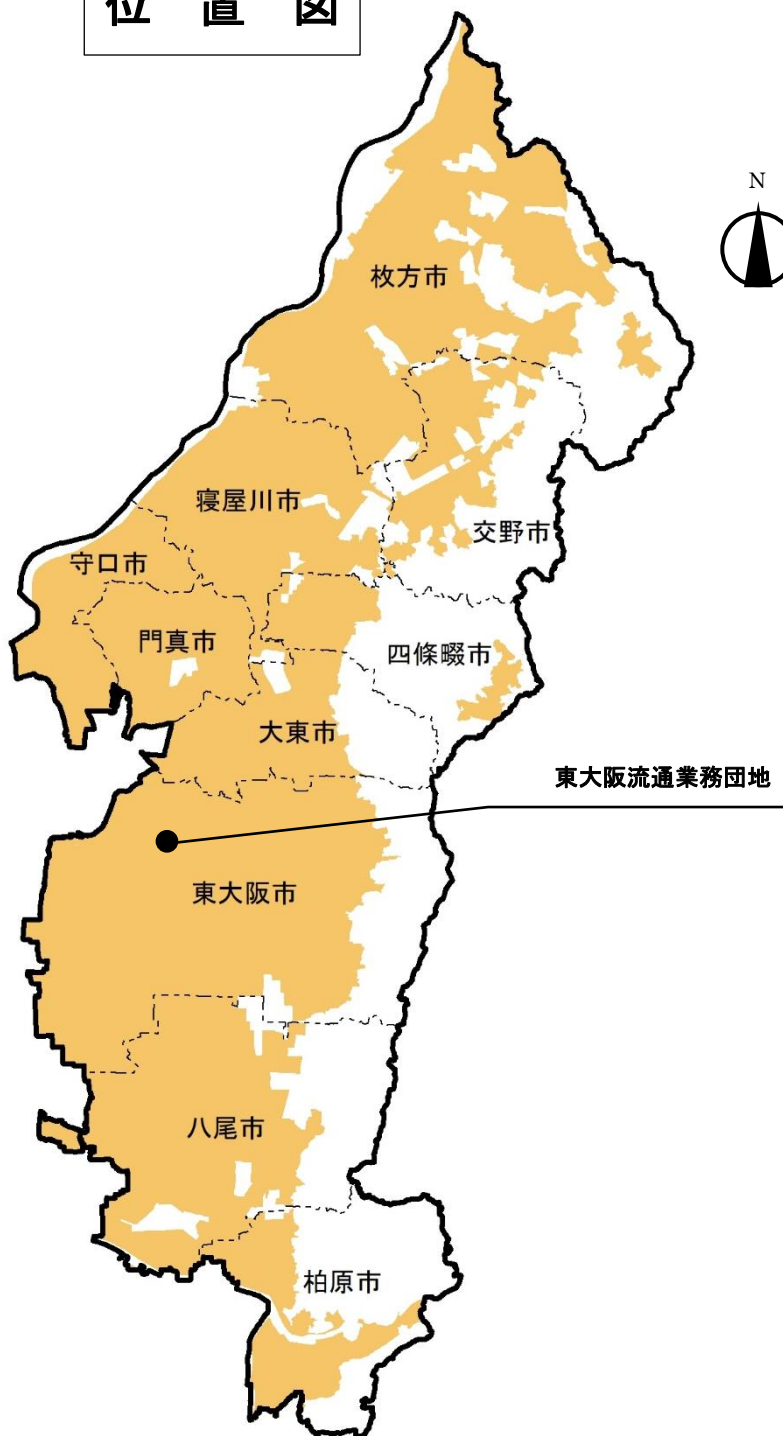
下段（ ）内は、旧値を示す。  
下線箇所は、追加を示す。

2. 変更理由

東大阪流通業務団地において、団地内の土地利用を適正化し、流通業務施設の建て替えを促進して高度化や機能更新を図るため、公益的施設用地の一部をトラックターミナル等貨物積卸しのための施設用地に変更するものである。

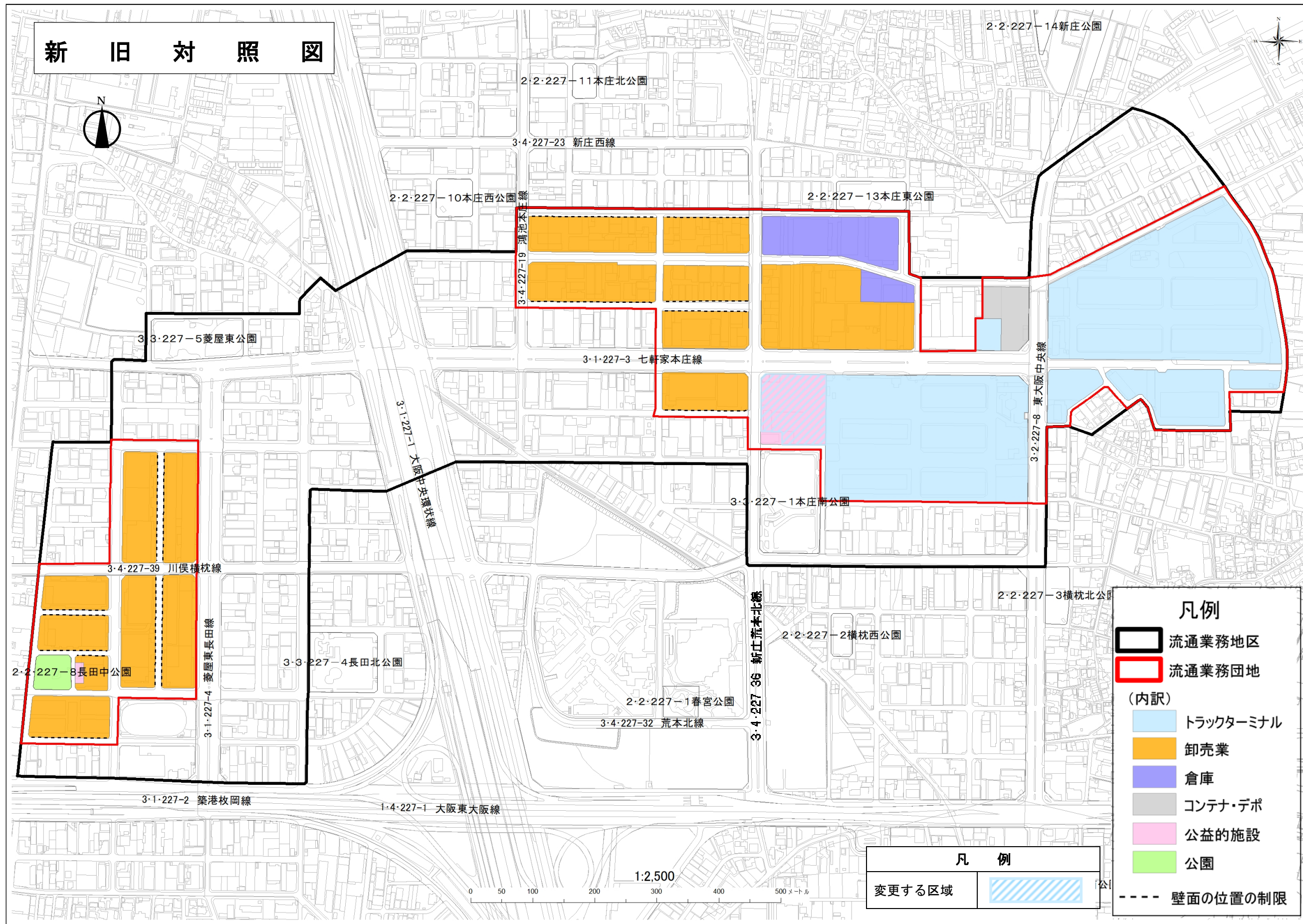
# 東部大阪都市計画流通業務団地の変更

## 位置図



凡 例			
	都市計画区域		市町村界
	市街化区域		流通業務団地の変更







産業廃棄物処理施設の敷地の位置（泉大津市）について

1. 施設の種類

産業廃棄物処理施設

2. 位置

泉大津市夕風町 13 番 2

3. 計画内容

施設名	処理能力	備考（処理する廃棄物の種類）
破砕施設	988.8 t/日	がれき類
	133.4 t/日	木くず
	112.9 t/日	廃プラスチック類

4. 理由

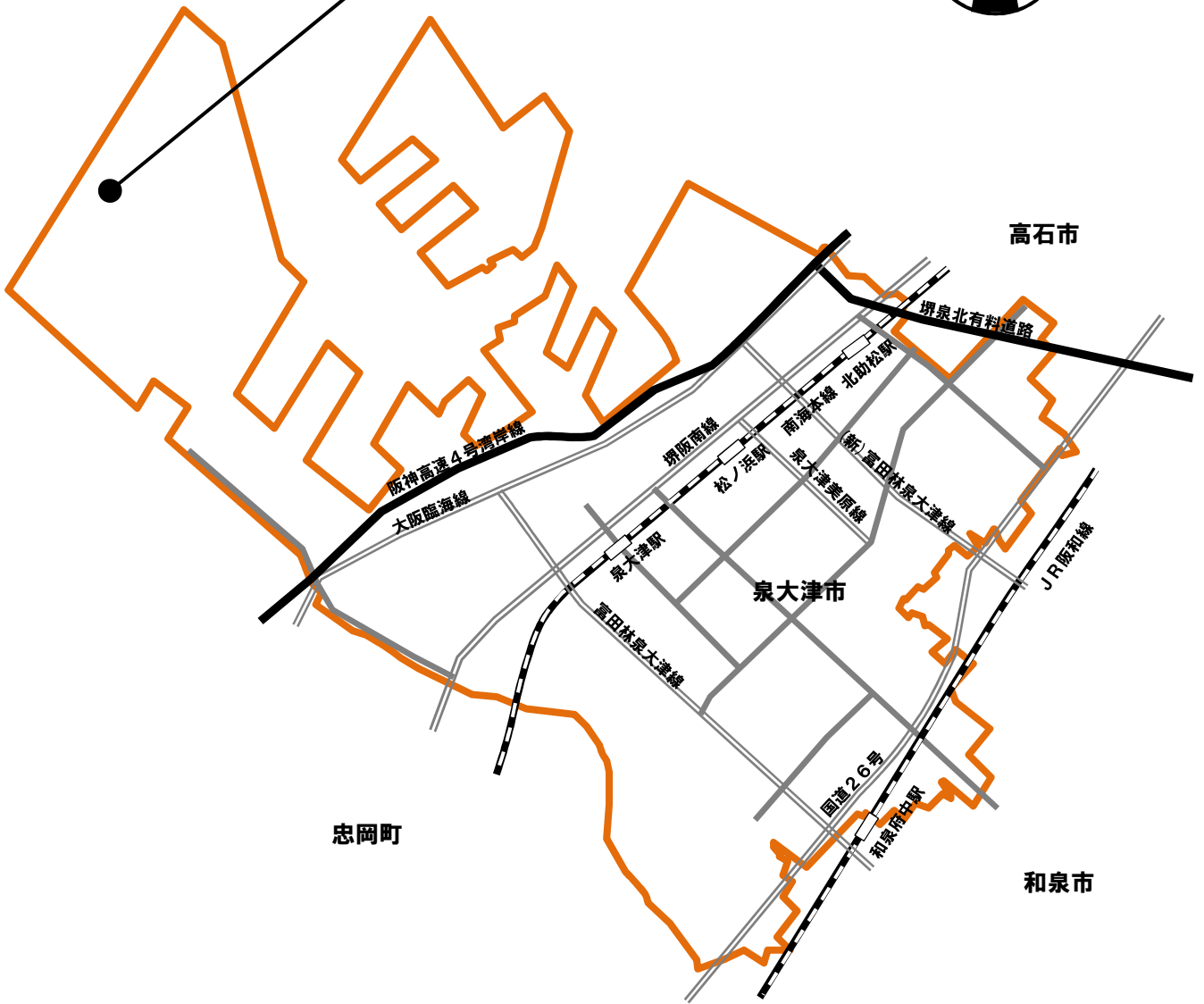
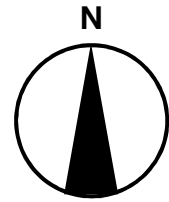
建築基準法第 5 1 条ただし書の規定により、産業廃棄物の処理施設の新築にあたり、処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について、特定行政庁（大阪府）において本案のとおり許可するものである。

5. 参考

区域区分 市街化区域  
用途地域 準工業地域  
臨港地区 工業港区

位置図

産業廃棄物処理施設の敷地の位置



凡 例	
	市街化区域

計 画 図

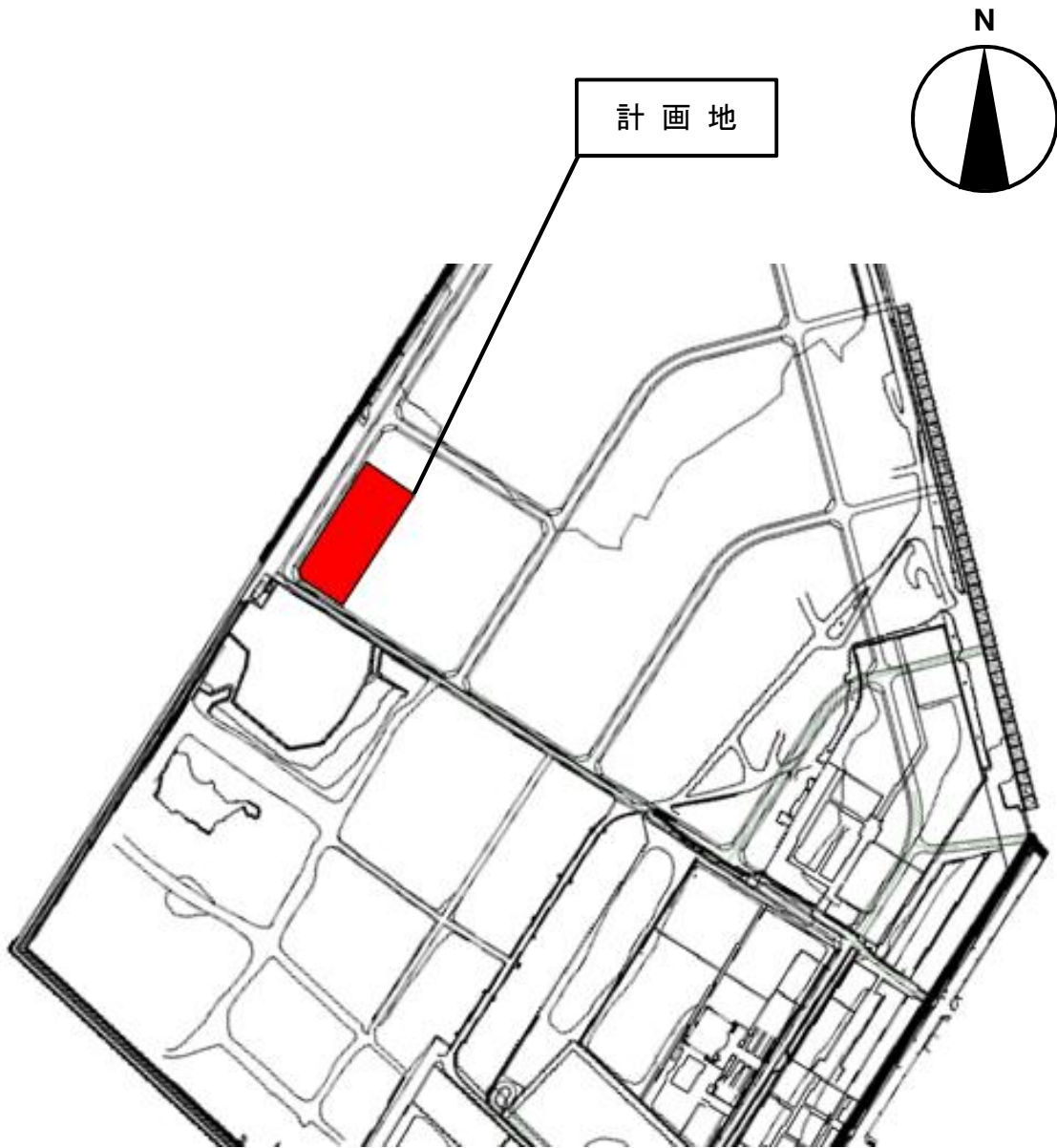



	表 示	表示の内容
凡 例		産業廃棄物処理施設の敷地の位置